介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護運営規程

(平成26年3月31日規程第7号)

改正 平成27年3月31日規程第5号 平成28年4月1日規程第2号 令和元年12月16日規程第7号 令和2年12月2日規程第25号 令和3年7月15日規程第8号

令和4年4月28日規程第4号

目 次

第1章 総論(第1条~第6条)

第2章 職員(第7条~第9条)

第3章 サービス利用(第10条~第17条)

第4章 施設療養(第18条~第34条)

第5章 入所者等の守るべき規律(第35条~第39条)

第6章 利用料(第40条・第41条)

第7章 施設管理(第42条~第51条)

第8章 非常災害(第52条・53条)

第9章 記録(第54条~第56条)

第10章 雑則(第57条·第58条)

附則

第1章 総論

(趣旨)

第1条 紀南病院組合が開設する介護老人保健施設きなん苑(以下「きなん苑」という。)が実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 きなん苑は、要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の短期間の入所を目的として施設サービスを提供する。

(基本理念)

第3条 きなん苑は、この地域に暮らす人々に対し、安心して生活していただくために医療及び介護サービスを提供していきながら、公立の介護老人保健施設として、良質で多様なサービスを構築していく。

(行動指針)

- 第4条 きなん苑の行動指針は、次のとおりとする。
 - (1) 利用者の自立心を促すため、多職種によるリハビリテーションを実施する。
 - (2)慢性期ケアの質の向上に努める。
 - (3) 地域との連携を重視した在宅サービスの提供を行う。

(行動目標)

- 第5条 きなん苑の行動目標は、次のとおりとする。
 - (1) 生活期におけるリハビリテーションを実施し、利用者がその日常生活動作能力に応じた生活が継続できるように支援する。
 - (2) 慢性期ケアを充実させ、利用者が生まれ育った地域で最後まで安心して生活できるように支援する。
 - (3) 在宅生活の利用者に対し、介護保険事業所、医療機関及び行政等と連携をとりながら安心した生活が継続できるように支援する。

(施設の名称及び所在地等)

- 第6条 きなん苑の名称及び所在地等は、次のとおりとする。
 - (1) 施設名 介護老人保健施設きなん苑
 - (2) 開設年月日 平成10年7月1日
 - (3) 所在地 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和177
 - (4) 電話番号 05979-2-4165
 - (5) 介護保険指定番号 2453180016
 - (6) 入所定員(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を含む。) 100名
 - (7) 個室20室 4人部屋20室

第2章 職員

(職員の区分及び定数)

第7条 きなん苑に次の職員を置く。

(1)	施設長(管理者)	1名
(0)	=11+1n =	1 h

(2) 副施設長1名(3) リハビリ技師長1名

(4) 医師 1名(兼務)

(5) 看護師長 1名

(6) 薬剤師 1名(紀南病院兼務)

(7)看護師及び准看護師9名以上(8)介護福祉士及び介護職員24名以上

(9) 支援相談員 3名以上(1名兼務)

(10)介護支援専門員 1名(兼務)

(11) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 3名以上

(12) 管理栄養士 1名

(13) 事務職員、営繕職員及び送迎職員 若干名

(14) 出納員 1名

(15) ケアサポーター 若干名

(16) リスクマネージャー 1名以上(兼務)

2 前項に定める者のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

- 第8条 職員の行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 施設長(管理者)は、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の 管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行う。
 - (2) 副施設長は、施設長(管理者)の補助を行い、事業運営を管理する。
 - (3) 医師は、利用者の病状及び身体の状況を的確に把握し、看護師その他の職員を指揮し、利用者に適した治療に従事する。
 - (4) 看護師長は、看護師、准看護師、介護福祉士及び介護職員の管理並び に業務の実施状況の把握に努め、副施設長の補助を行う。
 - (5)薬剤師は、医師の指示にて調剤を行う。
 - (6) 看護師及び准看護師は、医師の指示により、利用者の診療の補助及び 看護並びに保健衛生の管理に従事するとともに、介護福祉士及び介護職 員の指導、教育を行うものとする。
 - (7)介護福祉士及び介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導及び援助 に従事する。

- (8) 支援相談委員は、利用者及び保証人(以下「利用者等」という。)の 処遇上の相談、レクリエーション等の計画、指導及び面接調査等に従事 する。
- (9)介護支援専門員は、介護予防短期入所療養介護サービス計画に係る一連の業務に従事する。
- (10) リハビリ技師長は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び管理 栄養士の管理、業務の実施状況の把握に努め、副施設長の補助を行う。
- (11)理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、利用者の日常生活動作 改善のため、医師の指示の下計画的な理学療法、作業療法及び言語療法 に従事する。
- (12) 管理栄養士は、医師の指示の下利用者に栄養指導、栄養マネジメント、栄養量計算及び食記録を行い、調理員を指揮して給食業務に従事する。
- (13)事務職員、営繕職員及び送迎職員は、庶務、設備の保守管理及び利用者送迎に従事する。
- (14) 出納員は、会計事務に従事する。
- (15) ケアサポーターは、きなん苑内外の清掃及び間接介護援助業務に従事する。
- (16) リスクマネージャーは、きなん苑の安全対策に係る外部研修を受け、安全管理に従事する。

(個人情報保護)

- 第9条 きなん苑職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後に おいても、紀南病院組合個人情報保護方針のほか、関係法令及びその他のガ イドラインを遵守し、利用者等の個人情報の保護に努めなければならない。
- 2 カンファレンス等において個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあ らかじめ文書により得ておくものとする。
- 3 個人情報保護に関する適切な保護に関する運営は、介護老人保健施設きな ん苑個人情報保護運営要綱(平成17年紀南病院組合要綱第3号)の規定に 基づき行うものとする。

第3章 サービス利用

(サービス利用における判定会議)

第10条 きなん苑介護予防短期入所療養介護の利用希望の要支援者(以下

「申請者」という。) に対し、判定会議を開催する。

- 2 判定会議において、申請者の心身の状況及び病状並びにその置かれている 環境に照らし、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必 要な医療等が必要であると認められるかを公正かつ厳格に判定する。
- 3 判定会議は、医師、看護師、支援相談員等の多職種にて構成する。
- 4 判定会議の運営は、介護老人保健施設きなん苑判定会議設置要綱(平成2 5年紀南病院組合要綱第17号)の規定に基づき行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 施設長は、申請者に対してサービスを提供することが困難な場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第9条(提供拒否の禁止)及び第10条(サービス提供困難時の対応)の規定に準じて対応するものとする。

(施設サービスの開始)

- 第12条 きなん苑は、判定会議の結果、介護予防短期入所療養介護が必要であると認められた申請者を契約に基づき短期入所させるものとする。
- 2 サービス利用時に送迎を希望する場合は、きなん苑で送迎を行うものとする。ただし、送迎可能地域は御浜町内とし、それ以外の市町の場合は、相談に応じて可能な場合に行うものとする。
- 3 療養室の選定は、利用者の心身の状況等を踏まえた判定会議の結果及び利 用者等の意向を総合的に判断し、決定することとする。

(保証人)

- 第13条 きなん苑は、利用者に対して保証人を定めることを請求するものとする。ただし、社会通念上、保証人を定めることができないやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 2 保証人は、利用者のきなん苑に対する責務について連帯保証人となるとと もに、きなん苑が必要と認め要請したときは、これに応じてきなん苑と協議 し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引取り、残留財産の引取り等を 行うことに責任を負うこととする。

(施設サービスの中止及び変更)

- 第14条 きなん苑のサービス利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを 中止し、又は変更することがあることとする。
- 2 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある感染症等が明らかになった

場合は、即座にサービスを中止し、又は変更することがあると同時に、治癒するまでの間は、利用を中止することとする。

(施設サービスの終了)

- 第15条 次に掲げる事由が発生した場合は、介護予防短期入所療養介護を終 了とする。
 - (1) 利用者が施設サービスの終了を希望したとき。
 - (2) 利用者において病院に入院する必要が生じ、その病院において利用者 を受け入れる態勢が整ったとき。
 - (3) 利用者が死亡したとき。
 - (4) 利用者が要介護認定において非該当又は要介護となったとき。
 - (5) 天災、災害又は施設設備の故障その他やむを得ない理由により利用者を利用させることができないとき。

(施設サービスの命令終了)

- 第16条 施設長は、利用者等が次の各号に違反し、その後施設長の指示又は 指導に従わないときは、予告期間をもって利用を中止させることができる。
 - (1) 利用者等が第35条(指導に従うべき義務)、第36条(規律)等の 規定を守らず、サービス提供を阻害する行為をなし、きなん苑の再三の 申入れにもかかわらず改善の見込みがなく、サービス利用の目的を達す ることが困難になったとき
 - (2) 利用者等が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2箇 月以上滞納したとき。
 - (3) 利用者の行動が、他の入所者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすお それがあり、きなん苑において十分な介護を尽くしてもこれを防止でき ないとき。
 - (4) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど自殺をする危険性が極めて高く、きなん苑において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
 - (5) 利用者等が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の 見込みがないとき。

(居宅介護支援専門員との連携)

第17条 きなん苑は、介護予防短期入所療養介護利用に当たり、利用者の居 宅介護支援専門員等と連携を図りながらサービス提供を行うものとする。

第4章 施設療養

(基本原則)

第18条 きなん苑は、利用者の療養に当たっては、介護予防短期入所療養介護サービス計画書に沿って、明るい家庭的な環境の下で利用者の心身の状況に応じた中で規律ある日常生活を営ませ、利用者の自立を促すものでなければならない。

(個別指導)

第19条 職員は、常に公平な人格を保持して親愛の情をもって利用者に接 し、それぞれの能力に応じた療養及び生活指導を行うよう心掛け、日常生活 を楽しく有意義なものとするよう努めるものとする。

(集団指導)

第20条 利用者の個人としての自由を尊重することを踏まえつつ、療養生活 について日課を定め、常に余暇を善用する習慣を養わせるとともに、レクリ エーションなどの各種行事への参加を促し、共同生活が営まれるよう指導し なければならない。

(療養室の変更)

- 第21条 きなん苑は、利用者の心身の状況の変化等により、利用者等の同意 が得られた場合は、療養室の変更をすることができる。ただし、感染症対策 等の場合は、この限りでない。
- 2 利用者は、療養室の変更を申し出ることができる。ただし、他の利用者の 配慮等を施設長が判断して決定することとする。

(健康管理)

- 第22条 医師、看護師等は、常に利用者の健康状態に注意を払い、比較的安 定した病状に対して次の各号に掲げる医療を行わなければならない。
 - (1) 必要に応じた適切な回診及び診察
 - (2)投薬、服薬管理及び注射
 - (3) 検査及び処置

(協力医療機関等への往診及び通院)

第23条 利用者の疾病等からみて、医師が必要と判断した場合は、協力医療

機関等への受診又は協力歯科医療機関の往診を認めることがある。

- 2 前項の規定による往診又は通院をさせる場合は、医師と施設外の保険医と が協力して利用者の診療に当たるものとする。
- 3 利用者の病状が悪化し、きなん苑にて必要な医療の提供が困難な場合は、 協力医療機関への入院等の措置を講ずる。
- 4 前項に掲げる場合のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、きなん苑は、保証人に対し緊急連絡することとする。
- 5 協力医療機関については紀南病院とし、協力歯科医療機関については堀歯 科医院とする。
- 6 医師が必要と認めた場合の通院は、きなん苑で送迎サービスを原則行う。 ただし、緊急時、夜間等は救急車を要請するものとする。
- 7 医師は、利用者の主治医と常に連携をとりながら利用者の診療に当たるものとする。

(リハビリテーション)

- 第24条 利用者の心身の状況を適正にアセスメントし、利用者等の意向を尊重しながら目標に向かって個別リハビリテーションを行うものとする。
- 2 リハビリテーション実施日は、月曜日から金曜日までとする。
- 3 リハビリテーション休館日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとする。

(食事)

- 第25条 利用者は、1日3回の給食とし、原則各階食堂で食事するものとする。ただし、利用者の心身の状況等で、食堂での食事が困難な場合や災害等により食事の提供が困難な状況の場合は、この限りでない。
- 2 給食時間は、朝食午前7時30分、昼食午前11時30分及び夕食午後5時30分とする。ただし、利用者の心身の状況等に応じた場合は、この限りでない。
- 3 給食は、変化と味覚と栄養に富み、かつ、調理に当たっては、利用者の嗜好を十分に考慮し、健康増進に役立つよう配慮しなければならない。
- 4 管理栄養士は、前項の趣旨に基づいて外部委託業者と連携すると同時に、 給食の品名及び数量等を記録整備しておかなければならない。
- 5 きなん苑は、介護老人保健施設きなん苑給食委員会(以下、「給食委員会」という。)を設置し、年1回以上開催するものとする。
- 6 給食委員会の運営は、介護老人保健施設きなん苑給食委員会要綱(平成2

5年紀南病院組合要綱第14号)の規定に基づいて行うものとする。

7 利用者に提供される食事が適切かつ安全に提供されているかの確認のため、職員が検食すると同時に、管理栄養士は、食事状況を把握するために食事現場へ行くものとする。

(介護)

- 第26条 利用者の心身の状況等から、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、日常生活上の世話(入浴介助、排泄介助、食事介助、更衣介助、移動介助等)を行う。
- 2 きなん苑は、週2回以上の入浴又は清拭等を利用者に実施しなければならない。ただし、利用者の心身の状況等により入浴又は清拭等が困難な場合は、この限りでない。
- 3 入浴休止日は、日曜日及び1月1日から3日までとする。
- 4 利用者の日々の生活充実を図るため、レクリエーション等を行うこととする。
- 5 利用者の心身の状態に合わせて口腔ケアを行うこととする。

(介護予防短期入所療養介護サービス計画書)

- 第27条 利用者の心身の状況、利用者等の希望及びきなん苑の専門的見地の下、利用者ごとに介護予防短期入所療養介護サービス計画書を作成するものとする。ただし、利用者等の希望であっても次の各号に掲げる要件に該当すると介護支援専門員が判断した場合は、受け入れることができないものとする。
 - (1) 利用者にとって苦痛や不快を与えるおそれがある場合
 - (2) きなん苑の人員及び設備では対応が困難と判断される場合
 - (3) 利用者の生命に関わると判断される場合
- 2 介護予防短期入所療養介護サービス計画書は、介護支援専門員等がアセス メントを行い、医師、看護師、介護支援相談員等が多職種で作成することと する。
- 3 介護予防短期入所療養介護サービス計画書は、利用者等に説明、同意及び 交付を行うものとする。
- 4 介護予防短期入所療養介護サービス計画書は、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画書と連動するものとする。
- 5 介護予防短期入所療養介護サービス計画書は、利用期間が4日以上の利用 者に対して作成するものとする。

(相談)

第28条 利用者等から申出のあった処遇その他一身上の事情について、面接 相談に努めるものとする。

(外出)

- 第29条 利用者は、外出しようとするときは、保証人の責任の下、その都度 行先又は外出先、予定時間等を施設長に事前に届け出なければならない。
- 2 施設長は、利用者の心身の状況等及び感染症予防対策を理由により、外出 を制限し、又は中止することがある。
- 3 利用者等は、外出時に体調を壊した場合は、必ずきなん苑へ連絡し、医師 の指示に従うこととする。

(事故発生時の対応)

- 第30条 きなん苑において事故が発生した場合には、迅速かつ適切な処置を 講じるとともに、保証人への連絡を行うものとする。
- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、 協力医療機関の診療を依頼することとする。
- 3 きなん苑は、介護老人保健施設きなん苑事故防止対策委員会(以下「事故 委員会」という。)を設置し、事故の情報収集、分析等及び事故の防止を図 るものとする。
- 4 事故委員会の運営は、介護老人保健施設きなん苑事故防止対策委員会要綱 (平成28年紀南病院組合要綱第2号)の規定に基づくものとする。
- 5 事故委員会は、介護老人保健施設きなん苑総合補償委員会要綱(平成25年紀南病院組合要綱第19号)に規定する介護老人保健施設きなん苑総合補償委員会、全老健共済会及びきなん苑顧問弁護士(以下「弁護士」という。)と協議して対応することとする。

(損害責任)

- 第31条 きなん苑は、介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たって 故意又は過失により利用者の生命、身体及び、財産に損害を及ぼした場合に は、その損害を賠償するものとする。ただし、利用者、保証人又は家族等に 故意又は過失が認められ、かつ、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して 相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとする。
- 2 きなん苑は、事故の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないものとする。

(身体の拘束等)

- 第32条 きなん苑において原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとする。ただし、自傷他害のおそれがある等の緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、医師と利用者等の書面同意を行うものとする。
- 2 医師等は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や むを得なかった理由を診療録に記載する。
- 3 身体拘束廃止への取組を推進するため、介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進委員会(以下「拘束廃止委員会」という。)を設置する。
- 4 拘束廃止委員会の運営は、介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進委員会要綱(平成28年紀南病院組合要綱第8号)の規定に基づくものとする。

(感染対策等)

- 第33条 きなん苑は、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延及び悪化を防止するために、施設長及び医師は、万全を期さなければならない。
- 2 感染症及び食中毒が発生した場合は、施設長及び医師の指示の下最大限の 対策を講じるとともに紀南病院、紀南介護保険広域連合、熊野保健所及び関 係機関と綿密に連携しなければならない。
- 3 きなん苑は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取組の一つとして、褥瘡を発生しないような適切な介護に努めるとともに、発生した場合は、適切な処置により悪化防止に努めるものとする。
- 4 きなん苑は感染症、食中毒及び褥瘡の予防並びに蔓延及び悪化の防止を図るため、介護老人保健施設きなん苑感染症予防対策委員会(以下「感染対策委員会」という。)を設置する。
- 5 感染対策委員会の運営は、介護老人保健施設きなん苑感染症予防対策委員会要綱(平成25年紀南病院組合要綱第11号)の規定に基づくものとする。
- 6 感染対策委員会は、定期的に研修及び訓練を実施するとともに、業務継続 に向けた計画等を策定するものとする。

(高齢者の虐待防止)

第33条の2 きなん苑は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援 等に関する法律(平成17年法律第124号)の規定に基づき、利用者の人 権の擁護、虐待等の防止と発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発 見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。 (要望又は苦情等の申出)

- 第34条 利用者等又はその家族は、きなん苑の提供する介護予防短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情等についてきなん苑へ申し出ることができることとする。
- 2 きなん苑は、苦情等相談窓口を設置するほか、備え付けの用紙等で所定の場所に設置する「みなさまの声の箱」に投函し、申し出ることができることとする。
- 3 きなん苑の苦情等相談窓口は、支援相談員とする。
- 4 きなん苑は、紀南介護保険広域連合等の行政機関における苦情受付窓口機 関と綿密に連携を図るものとする。
- 5 要望又は苦情等の申出に対し、介護老人保健施設きなん苑接遇委員会にて 検討することとする。
- 6 苦情解決に当たり、弁護士と綿密に連携をとりながら解決するものとす る。

第5章 利用者等の守るべき規律

(指導に従うべき義務)

- 第35条 利用者は、職員の行う療養指導、調査及び日課に従わなければならない。ただし、心身の状況その他の理由により従うことができないときはこの限りでない。
- 2 保証人及び利用者の家族等は、利用者の自立支援達成のため施設運営に協力するものとする。

(規律)

- 第36条 利用者等及びその家族等は、他に定めのあるもののほか、次の各号 に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 互いに親睦及び融和を心掛け、人種、信条、宗教、習慣等の相違によって他を排し、又はまたは他人の自由を犯してはならない。
 - (2) 給貸与の物品の利用及び保管は、大切に扱い、許可なくみだりに売却 その他処分を行ってはならない。
 - (3) 指定された居室は、許可なく変更してはならない。
 - (4) 施設内で火気を取り扱わないこと。又、敷地内禁煙を厳守すること。
 - (5) 多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者等の 「営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動」は禁止することとする。

(6) その他、喧嘩、口論、飲酒等によって他人に迷惑をかけてはならない。この場合において、施設の秩序及び風紀を乱したり、安全、衛生等を害する行為を行ってはならない。

(利用者の金銭及び貴重品管理)

- 第37条 入所者は、金銭及び貴重品(以下「預り金」という。)は、療養室 へ持ち込まないこととする。ただし、きなん苑に許可なく持ち込み、紛失し た場合は、きなん苑は、一切の責任を負わないものとする。
- 2 面会者が利用者へ見舞金等を持参した場合は、事務所で預かり、保証人へ 連絡し、引き渡すこととする。

(保険証等の預かり)

- 第38条 きなん苑に利用した際、健康保険証、介護保険証、健康手帳、紀南 病院診察券及び居住費・食費負担減額認定証(以下「保険証等」という。) を事務所へ提出し、預かることとする。
- 2 新しい保険証等が自宅等へ届いた場合は、必ずきなん苑へ提出することと する。
- 3 利用中に保険証等が必要な場合は、利用者等がきなん苑事務所へ申し出 て、貸出しをすることとする。ただし、用事が終了したら直ちに返却するこ ととする。
- 4 きなん苑を退所した際は、保険証等を必ず利用者等へ返却することとする。

(利用者への差し入れ)

- 第39条 保証人及び利用者の家族等からの差し入れについては、その場で利用者本人が食べられる程度とし、むやみに他の利用者へ渡さないように配慮しなければならない。ただし、利用者の心身の状況等に応じ、きなん苑が差し入れを拒否する場合がある。
- 2 きなん苑は、利用者に対する差し入れを生もの除き数日間分、預かること ができる。ただし、栄養マネジメントの観点からのみ生ものを依頼すること ができることとする。
- 3 きなん苑に許可なく利用者に差し入れを預けた場合は、きなん苑は、一切 の責任を負わないこととする。

第6章 利用料

(利用料)

- 第40条 利用者の療養及び日常生活に要した費用のうち、保険及び公費負担 外の次の各号に掲げる料金は、入所者の負担とする。
 - (1) 居住費 377円(多床室/日)、1,668円(個室/日)
 - (2) 食費 360円(朝)、670円(昼)、570円(夕)
 - (3) 高栄養ドリンク 実費
 - (4) 私物洗濯代 7,500円(月) ※月途中の場合、1箇月を30日とし、日割計算とする。
 - (5) 電気代A 50円(税別/日)
 - (6) 電気代B 20円(税別/日) ※電気代Bは、充電に係るものとする。
 - (7) テレビリース代 100円 (税別/日)
 - (8) 引き落とし手数料 実費 ※入金不足等で引き落としができない場合
 - (9) 散髮代 実費
 - (10)各種診断書料 実費
 - (11)健康管理費(予防接種等) 実費

(利用料等のお支払)

- 第41条 きなん苑の利用料等は、月末締め、翌月請求を原則とする。
- 2 きなん苑は、毎月10日までに利用料請求書を発行し、利用者等が指定する場所へ送付することとする。
- 3 利用料の支払は口座引き落とし、現金又は銀行振込の方法で利用者等が選択することができることとする。
- 4 口座引き落としの場合は、指定口座から引き落としを行い、引き落とし手 数料は、きなん苑が負担することとする。ただし、引き落としができなかっ た場合の手数料は、利用者負担を原則とする。
- 5 現金の場合は、きなん苑窓口で支払うこととし、受付時間は、第46条第 1項に規定する時間内とする。
- 6 銀行振込の場合は、以下の口座へ振り込むこととし、手数料は、利用者負担とする。

三十三銀行 御浜支店

普通口座 0728383

紀南病院組合介護老人保健施設きなん苑

7 きなん苑は、入金確認後、領収証を発行することとする。

8 きなん苑売店、紀南病院受診代等の実費が必要な場合は、利用者負担とする。

第7章 施設管理

(施設管理)

- 第42条 きなん苑の施設及び敷地については安全及び衛生に配慮し、管理に 努めることとする。
- 2 施設内における空調設定は、夏場は26℃から28ℂ、冬場は20ℂから22ℂとする。ただし、利用者の体調等に配慮するものとする。
- 3 施設内外の大掃除は、年1回以上実施する。

(衛生管理)

- 第43条 きなん苑は、利用者の衛生知識の普及及び指導に努めなければならない。
- 2 利用者の被服及び寝具は、常に清潔に保たなければならない。
- 3 居室、被服、寝具、食器等で伝染の危険があるもの又は汚染の疑いのある ものについては、消毒した後でなければ、利用者の利用に提供してはならな い。

(施設備品)

- 第44条 きなん苑は、利用者の心身の状況に応じるため、以下の備品を備えることとする。
 - (1) 車イス
 - (2) ギャッジベッド
 - (3) ストレッチャー
- 2 談話室又は食堂には利用者が自由に利用できる新聞、書籍及びテレビを備 え付けておくこととする。
- 3 きなん苑は、利用者が外泊等できなん苑備品の貸出しを希望する場合は、 介護老人保健施設きなん苑備品貸出要綱(平成26年紀南病院組合要綱第5 号)の規定に基づき貸し出すことができる。

(掲示)

- 第45条 きなん苑は、利用者に対し、見やすい場所に次の各号に掲げる事項 等を掲示し、周知徹底を図らなければならない。
 - (1)介護老人保健施設きなん苑管理規程

- (2)介護老人保健施設きなん苑介護予防短期入所療養介護運営規程
- (3) 各種運営要綱
- (4) その他の重要事項

(事務所)

- 第46条 きなん苑事務所は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午前11時30分から午後0時30分までは閉鎖する。
- 2 前項以外の時間については、電話にて対応するものとする。

(売店業務)

- 第47条 きなん苑事務所横に売店を設置するものとする。
- 2 売店には、利用者の生活の質の向上のため、お菓子等を販売するものとする。ただし、利用者の栄養管理上に支障をきたす場合には販売を制限することができる。
- 3 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 きなん苑に自動販売機を設置し、利用者が自由に購入できるものとする。 ただし、心身の状況等から販売を制限することができることとする。

(面会時間等)

- 第48条 面会者が利用者と面会しようとするときは、事務所にて面会簿に必要事項を記入し面会するものとする。
- 2 面会時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後0時30分から 午後5時までとする。ただし、感染症予防対策等により面会を制限し、又は 中止することがある。
- 3 利用者等が面会を希望しない場合、きなん苑は面会を制限、中止することがある。

(所持品の持込み)

- 第49条 利用者は、居室の家具床頭台の収容範囲で所持品を持ち込むこととする。
- 2 所持品には利用者等が必ず記名をすることとする。
- 3 記名のない利用者の所持品については、紛失してもきなん苑は一切の責任 を負わないこととする。

(私物衣類等)

- 第50条 利用者の私物洗濯の方法は、次の各号に掲げる方法にて行うことと する。
 - (1) 保証人又は利用者の家族等による持ち帰り洗濯
 - (2)業者委託による洗濯(有料)
- 2 業者委託による洗濯は、利用者等の申請により行うものとする。同時に、 業者委託を終了する場合は、利用者等の申出により行うものとする。

(理容サービス)

- 第51条 利用者等の希望により、きなん苑理容サービスを受けることができる。
- 2 理容サービスは、原則、月2回とし、サービス内容により利用者が実費を 支払うものとする。

第8章 非常災害

(非常災害対策)

- 第52条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者及び火元責任者には施設職員を充てる。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するが、消火設備、非常口、避難設備及び警報設備は防火管理者が常に点検し、いずれも使用できるように努める。
- 4 火災の発生や地震、津波が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 5 防火管理者は、少なくとも年2回以上の避難訓練を行い、職員の防災教育 及び消防訓練を行うとともに、業務継続に向けた計画等を作成するものとす る。
- 6 きなん苑の非常災害対策については、介護老人保健施設きなん苑災害対策 要綱(平成28年紀南病院組合要綱第2号)、消防計画書及び東南海・南海 地震防災規程に準ずるものとする。

(災害設備等)

- 第53条 きなん苑は、災害対策として次の各号に掲げる設備等を設置しなければならない。
 - (1) 避難階段
 - (2)避難用滑り台
 - (3) スプリンクラー
 - (4) 誘導灯
 - (5)消火器及び消火栓
 - (6) 防火扉
 - (7) 排煙装置
 - (8) ガス漏れ探知機
 - (9) 非常放送設備
 - (10) 自家発電設備
 - (11) 非常食(3日分)等
- 2 カーテン、布団等は、防炎性能のあるものを使用するものとする。

第9章 記録

(記録の整備)

- 第54条 きなん苑は、次の各号に掲げる記録を整理保管しなければならない。
 - (1)管理に関する記録
 - (2) 事業日誌
 - (3)沿革に関する記録
 - (4) 職員の勤務状況、給与及び研修に関する記録
 - (5) 重要な会議に関する記録
 - (6) 関係機関に対する報告書類等の文書
 - (7) 利用者の施設療養その他のサービスに関する記録
 - (8) 利用者の台帳
 - (9) 利用者のケース記録
 - (10)診療、看護、介護及びリハビリテーション等に関する記録
 - (11) 介護予防短期入所療養介護サービス計画書等の記録
 - (12) 献立及び食事に関する記録
 - (13) 判定会議等の記録
 - (14) 会計及び経理に関する記録

- (15) 収支予算及び収支決算に関する書類
- (16) 金銭の出納に関する帳簿
- (17)債権及び債務に関する帳簿
- (18) 物品受払に関する帳簿
- (19) 収入支出に関する帳簿
- (20) 資産に関する帳簿
- (21) 施設及び構造に関する記録
- (22) 証拠書類綴り

(記録の保存)

第55条 きなん苑は、前条に規定する記録に関しては、施錠のできる場所に 保管し、2年をもって破棄することとする。ただし、施設長が重要書類と定 めるものに関しては、永久保存とする。

(情報公開)

第56条 きなん苑は、利用者等から療養情報の提供の依頼があった場合は、 介護老人保健施設きなん苑療養情報公開実施要綱(平成25年紀南病院組合要 綱第15号)の規定に基づき提供するものとする。

第10章 雜則

(改正)

第57条 この規程を変更、改正又は廃止をするときは、紀南病院組合管理者 の承認を経るものとする。

(雑則)

- 第58条 この規程に定めのない事項は、介護老人保健施設きなん苑管理規程 (平成26年紀南病院組合規程第2号)他、各種要綱にて定めるものとする。
- 2 前項に第1項に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令に照らし合 わせ、誠意をもって施設長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月31日規程第5号) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年4月1日規程第2号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和元年12月16日規程第4号) この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附則(令和2年12月2日規程第25号) この規程は、告示の日から施行する。

附則(令和3年7月15日規程第8号) この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則(令和4年4月28日規程第4号) この規程は、令和4年5月1日から施行する。